

別表 1（第 5 条関係）

処分の名称		行為許可	
規則名	大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 6 条
審査基準	◎ 次の各号に掲げる行為の許可を受けるためには、当該各号に定める要件を満たすことを要する。		
	(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為について ○ 物品の販売に当たっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項（行政財産の目的外使用）の許可を得たものに限る。ただし、区庁舎管理者が指定するもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。 ○ 宣伝、勧誘その他のものについては、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所、期間、時間内に行うものに限る。		
審査基準	(2) 印刷物その他の文書又は図画の配布について ○ 庁舎内での配布行為は許可しない。ただし、本市所管部署が職員福利厚生事業として行うもので、指定された場所及び時間で行われるものを除く。		
	(3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出について ○ ポスターの掲出は許可しない。ただし、本市所管部署が行う事業等で区庁舎管理者が許可したものについては除く。 ○ はり紙の掲出は区庁舎管理者の許可した会議等の案内目的のものに限る。ただし、区庁舎管理者が許可し、指定された場所で掲出されるものを除く。 ○ 看板の設置並びに旗、幕その他これらに類するものの掲出は、区庁舎管理者の許可があり、指定された場所、期間内に掲出されるもので、かつ以下の要件を要する。 ・ 公職選挙法に基づく選挙に関するもの ・ 本市の事業として使用するシンボル旗、表敬訪問に伴う国旗 ・ 本市事業で特に重要と認められるもの ・ 本市事業と密接に関連を有し、特に重要と認められるもの		
審査基準	(4) テントその他の施設又は工作物の設置について ○ 本市所管部署が行う事業等で指定された期間内に設置されるもの及び本市が行う工事、作業に伴うものに限る。		
	(5) 集会の開催又は集団による立入り ○ 本市所管部署が行う事業、庁舎見学及び市民活動団体交流スペースの利用等で事前に許可されたもの並びに本市が行う工事等による立入りに限る。		
審査基準	(6) 門扉閉鎖後又は休日における立入り ○ 門扉閉鎖後又は休日（開庁日を除く。）における立入りは、事前に区庁舎管理者の許可を得た者に限る。		
	(7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で区庁舎管理者が定めるもの ○ 区庁舎管理者が定めるものとは、カメラ、ビデオカメラ、レコーダー類による撮影、録画、録音及び拡声器類を使用することをいう。 ○ 本市所管部署が行う事業等で特に重要と認められるものについては、前各号に掲げる行為以外の行為についても、指定された場所、期間内に限り許可することがある。		
標準処理期間		即日又は 5 日	

別表 2（第 6 条関係）

処分の名称		駐車等の制限		
規則名		大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 7 条
処 分 基 準	◎指定された場所以外の通行及び駐車を禁止する。ただし次に掲げる車両等を除く。			
	・ 本市発注の建物、設備等の工事、保守、修繕、納品のため使用する目的で事前に許可された車両。 ・ 公職選挙法に基づく選挙で使用する車両。 ・ 本市所管部署が主催する事業、行事並びに職員健康診断、献血に使用する車両。 ・ 緊急時並びに災害時における車両。			

別表 3（第 8 条関係）

処分の名称		立入り・行為等の制限および庁舎からの退去・物件の撤去等		
規則名		大阪市区役所庁舎管理規則	根拠条項	第 9 条
処 分 基 準		◎ 次に掲げる場合には、庁舎等への立入りを禁止し、許可を取り消し、行為を禁止又は中止させ、庁舎等から退去もしくは物件等の撤去を命じることがある。 (1) 規則第 5 条（区役所庁舎等への出入り）第 1 項または第 2 項の規定に違反し、氏名、出入りの目的を明らかにしない場合または記入をしない場合もしくは虚偽の記入をした場合。 (2) 規則第 6 条（許可を要する行為）第 1 項または第 2 項の規定に違反し、当該行為の許可を受けない場合または許可に付された条件に違反する場合。 ・ 規則第 6 条第 1 項の許可については、行為許可の審査基準(1)～(7)の要件をさす。 ◎ 規則第 8 条の規定に違反する場合又はそのおそれのあることが明らかである場合。 ○具体的には、次に掲げる行為をいう。 (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持ち込み 凶器、その他の危険物とは、刀剣類、銃器、劇薬物等をいう。 (2) 庁舎、備品その他の物件の破損又は汚損 備品とは、庁舎内に配置されている机、椅子、電話、消火器等をいう。 (3) 通行を妨げる行為 行為許可の審査基準(5)に基づく許可を受けない集会の開催及び集団での立入り並びに許可を受けない物品等の搬入をいう。 (4) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動を行うこと 静かにするよう繰り返し要請したにもかかわらず、引き続き大声をあげる、怒鳴り散らす、脅す等の言動をいう。 (5) 職員に対して面会を強要すること 面会を強要することにより、業務の遂行を妨害する等の行為をいう。 (6) 庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為 例えば、ロビー、会議室等庁舎内での飲酒行為をいう。		